

官報

号外 昭和二十二年十一月二十一日

○第一回 衆議院會議錄第六十一号

昭和二十二年十一月二十日(木曜日)

午後七時十九分開議

議事日程 第六十号

昭和二十二年十一月二十日(木曜日)

午後一時開議

第一 農業災害補償法案(内閣提出)

出

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出)訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)家事審判法施行法案

以上二件 十一月十九日

司法委員会に付託

(内閣提出)国民医療法の一部を改正する法律案

十一月十九日 厚生委員会に付託

(内閣提出)政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

十一月十九日

財政及び金融委員会に付託

(内閣提出)海物製糖業取締法案

本日 厚生委員会に付託

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

補助貨幣損傷等取締法

すき入紙製造取締法

一、去る十八日松岡議長は、片山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

〔貿易振興理事官〕 村岡 信勝

一、昨十九日片山内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

商事事務官 村岡 信勝

第一回国会政府委員を命ずる。

一、昨十九日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十二年第二・四半期分の

國庫の状況

一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

隠退職物資等に関する特別委員

小西 寅松君

一、去る十八日議長において、特別委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

隠退職物資等に関する特別委員

中村元治郎君

一、昨十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

治安及び地方制度委員

小枝 一雄君

文化委員

石田 一松君

一、昨十九日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

治安及び地方制度委員

石田 一松君

文化委員

小枝 一雄君

一、去る十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

戸籍法を改正する法律案

船員法戦時特例を廃止する法律案

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案

地方財政委員会法案

一、昨十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

国民医療法の一部を改正する法律案

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

最高法務廳設置法案

民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

家事審判法施行法案

一、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

一、昨十九日参議院において、本院か

ら送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

補助貨幣損傷等取締法案

すき入紙製造取締法案

一、去る十八日提出した緊急質問は、次の通りである。

専任農林大臣任命に関する緊急質問(森幸太郎君提出)

官制改正に関する緊急質問(木村公平君提出)

一、昨十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

主食の運配状況についての質問主意書(木村榮君提出)

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 定足数に足りないとの申し出がありますから、参事をして計算いたさせます。(拍手)

〔離席する者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 御席を願います。計算のために必要でありますから、みな御席を願います。(拍手)御席を願わなければ計算できません。

〔議長、はいる者を妨害しておるぞ〕懲罰だ、はいる者を妨害してはいる。」「そんなことが許されるか」

「議員の権能を阻止しておる」「暴力をふるつて阻止しておる」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然

○議長(松岡駒吉君) 御席を願います。

〔定足数の報告を求め、〕「はいつて来てやれ」と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) 静かに——お静かに願います。

〔離席する者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 百六十八名ありますから、定足数には十分であります。(拍手)どうぞ御静慮に願います。これより会議を開きます。(拍手)

第一 農業災害補償法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、農業災害補償法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。農林委員長野

溝勝君。

農業災害補償法案

第一章 総則

第一條 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補償して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

第二條 農業災害補償は、農業共済組合の行う共済事業、農業共済保険組合の行う保険事業及び政府の行う再保険事業とする。

第三條 農業共済組合及び農業共済保険組合(以下農業共済団体という。)は、法人とする。

第四條 農業共済組合又は農業共済保険組合の名称中には、農業共済組合又は農業共済保険組合なる文字を用いなければならない。

第五條 農業共済団体の区域は、市町村(地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、区。以下本條において同じ。)又は特別区

第十三條 前條第一項の規定による負担金は、農業共済組合の組合員

資格を有する者は、当該農業共済
保険組合の区域内に住所を有する

代理人は、代理權を証する書面を農業共済團體に提出しなければ

設立準備会の議事は、出席した
前條第一項の目論見書に定める組

第二十四條 發起人は、創立總會終了の後遲滞なく、定款及び事業計

函書を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、行政廳の要求があるときは、農業共済團體の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第二十五條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いて行政廳の処分と違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第二十六條 第二十四條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から一箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第二十七條 第二十四條第一項の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引

き渡さなければならない。

第二十八條 農業共済團體は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する。

第二十九條 都道府縣知事は、都道府縣農業共済検査会の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、区域及び組合員たる資格を定め、組合員たる資格を有する者に対し、農業共済組合を設立すべきことを命ずることができる。

前項の規定により設立を命ぜられた者は、命令の定めるところにより、創立總會を開き、定款その他設立に必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

第三十條 農業共済團體の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 共済掛金又は保険料及び事務費に関する規定
- 七 共済責任又は保険責任に関する規定
- 八 役員の数及び選挙に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立の方法
- 十 剰余金の処分及び不足金の処

理に関する規定
十一 公告の方法
行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第三節 管理

第三十一條 農業共済團體に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。役員は、定款の定めるところにより、總會においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會においてこれを選挙する。

役員選挙は、無記名投票によつてこれを行ふ。

投票は、一人につき一票とする。

農業共済團體の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（組合員が農業共済組合であるときは、その組合員でなければならない。但し、設立当時の理事は、設立の同意者（同意者が農業共済組合であるときは、その組合員）でなければならない。

第三十二條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十三條 理事は、監事又は農業共済團體の使用人と、監事は、理事又は農業共済團體の使用人と相兼ねてはならない。

第三十四條 農業共済團體が理事と

契約をするときは、監事が、農業共済團體を代表する。農業共済團體と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十五條 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第三十六條 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を以て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に總會を招集しなければならない。

第三十七條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに總會招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

第三十八條 農業共済團體の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に催告を受ける場所を農業共済團體に通知したときは、その場所に宛ててこれを以て足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

總會招集の通知は、その会日から十日前までに、その會議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

第三十九條 理事は、定款及び總會の議事録を各事務所に備え置き、且つ、命令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

農業共済團體の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第四十條 理事は、通常總會の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

農業共済團體の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第四十一條 役員は、総組合員の五分の一以上の請求に因り、任期中でも總會においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基いて行政廳の処分又は定款の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を農業共済團體に提出してこれをしなければならない。

前項の規定による書面の提出があつたときは、農業共済團體は、總會の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。

第四十二條 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、

第五十三條乃至第五十六條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を適用する。この場合において、民法第五十六條「裁判所」とあるのは、「行政廳」と読み替へるものとする。

第四十三條 左の事項は、總會の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 事務費を徴収する場合に、その額及び徴収方法

三 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処案

定款の変更に係る議決は、總組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。

定款の変更は、行政廳の認可を受けなければならない。

前項の認可については、第二十五條及び第二十六條の規定を適用する。

第四十四條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いては、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決することとなる。

議長は、總會においてこれを選任する。

議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有しない。

第四十五條 總會には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を適用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、

は、「農業災害補償法第三十八條第三項」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び清算

第四十六條 農業共済團體は、左の事由に因つて解散する。

一 總會の議決

二 農業共済組合の合併

三 破産

四 第八十條第二項の規定による解散の命令

解散の議決には、第四十三條第二項の規定を適用する。

解散の議決は、行政廳の認可を受けなければならない。

前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を適用する。

第四十七條 農業共済團體が解散したときは、農業共済組合の合併の場合を除いては、共済関係又は保険関係は、終了する。

前項の場合には、農業共済團體は、まだ経過しない期間に對する共済掛金又は保険料を拂い戻さなければならない。

第四十八條 農業共済組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の場合には、第四十三條第二項の規定を適用する。

合併は、行政廳の認可を受けなければならない。

前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を適用する。

第四十九條 農業共済組合が合併の議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

農業共済組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十一條 合併に因つて農業共済組合を設立するには、各組合の總會において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による役員を選任は、合併しようとする組合の組合員の中から、これをしなければならない。

第二項の規定による設立委員の選任には、第四十三條第二項の規定を適用する。

第五十二條 農業共済組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第六十四條に規定する登記をするこ

とに因つてその効力を生ずる。

第五十三條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の權利義務（当該組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する權利義務を含む）を承継する。

第五十四條 農業共済團體が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第五十五條 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済團體の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十六條 清算人は、農業共済團體の債務を弁済した後でなければ、農業共済團體の財産を分配することができない。

第五十七條 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十八條 農業共済團體の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を適用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「農

業災害補償法第五十四條」と読み替へるものとする。

第五節 登記

第五十九條 設立の登記は、設立の認可があつた日（第二十六條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に關する証明のあつた日）から二週間以内に、主たる事務所所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 第三十條第一項第一号乃至第三号及び第十一号に掲げる事項

二 事務所

三 役員の名及び住所

農業共済團體は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第六十條 農業共済團體の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第六十一條 農業共済團體が主たる事務所を移轉したときは、旧所在

地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第五十九條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第六十二條 第五十九條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

第六十三條 農業共済團體が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第六十四條 農業共済組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については變更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第五十九條第二項に規定する登記をしなければならない。

第六十五條 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第六十二條の規定を準用する。

第六十六條 農業共済團體の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第六十七條 農業共済團體の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

第六十八條 農業共済團體の設立の登記は、役員全員の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

第六十九條 第五十九條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第七十條 農業共済團體の事務所の新設又は事務所の移轉その他第五十九條第二項の事項の變更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の變更を証する書面を添附しなければならない。

第七十一條 第六十三條の規定による農業共済團體の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いては、清算人の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

第七十二條 第六十四條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した農業共済組合の理事の申請に因つてこれを前項の場合には、第六十八條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第七十三條 第六十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第七十四條 第六十六條の規定による登記の申請書には、登記事項の變更を証する書面を添附しなければならない。

第七十五條 登記すべき事項で行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第二十六條第二項及び第四項の場合には、認可に關する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第七十六條 登記した事項は、司法事務局において滞りなくこれを公告しなければならない。

第七十七條 農業共済團體の登記には、非訟事件手続法第四百四十一條乃至第四百五十一條及び第四百五十四條乃至第四百五十七條の規定を準用する。

第七十八條 行政廳は、農業共済團體に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款を遵守させるために必要であると認めるときは、農業共済團體からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

第七十九條 組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、農業共済團體の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、当該團體の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第八十條 行政廳は、前條の規定による検査を行った場合において、当該團體の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反するときは、当該團體に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第八十一條 組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは當選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは當選を取り消すことができる。

第八十二條 この章中行政廳とあるのは、第五十三條の場合を除いて、農業共済組合については都道府縣知事、農業共済保險組合については主務大臣とする。

限の一部は、これを超過する縣知事に委任することができる。

第三章 農業共済組合の共済事業

第一節 通則

第八十三條 農業共済組合の行ふ共済事業は、左の通りとする。

一 農作物共済

二 畜畜共済

家畜共済は、死亡賠償共済、疾病傷害共済及び生産共済とする。

第八十四條 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、畜畜共済にあつては第二号、死亡賠償共済にあつては第三号、疾病傷害共済にあつては第四号、生産共済にあつては第五号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故に因つて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

一、共済目的

水稲、麦その他穀類、その他の指定する農作物

共済事故

風水害、干害、冷害その他氣象上の原因（地震及び噴火を含む。）に因る災害及び病害

二、共済目的

畜産物の病害及び風水害、干害、凍害又はひよう害に因る畜産物の減収

三、共済目的

出生後第五月の月の末日を経過した

共済事故

死亡（屠殺に因る死亡を除く。）及び屠殺

四、共済目的

出生後第五月の月の末日を経過した牛、山羊、めん羊及び種豚並びに明け二歳以上の馬及び種豚並びに明け二歳以上の馬

共済事故

疾病及び傷害

五、共済目的

出生後第六月の月の初日から出生に至るまでの牛の胎児及び出生後第五月の月の末日に至るまでの牛の胎児

ければならない。

第八十七條 農業共済組合は、定款の定めるところにより、第十四條の規定により國庫が負担する事務費以外の事務費を組合員に賦課することができる。

第八十八條 農業共済組合は、前項の規定により賦課される賦課金の支拂に充てる費用については、また同項と同様とする。

第八十九條 農業共済組合は、定款の定めるところにより、前項の共済掛金及び賦課金の徴収の告知は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第九十條 農業共済組合の組合員は、組合に支拂うべき共済掛金及び第八十七條の規定による賦課金について相殺を以て農業共済組合に對抗することができない。

第九十一條 農業共済組合は、組合員に對して支拂うべき共済金の額は、その組合が農業共済保險組合から支拂を受けた保險金の額を下つてはならない。

第九十二條 共済金の支拂に不足を生ずるときは、農業共済組合は、命令の定めるところにより、共済金額を削減することができる。

第九十三條 農作物共済又は畜畜共済の共済目的の譲受人は、共済關係に關し譲渡人の有する權利義務を承継する。但し、当該共済目的の譲受人が譲渡人の所屬する農業共済組合の組合員でないときは、この限りでない。

第九十四條 農業共済組合の組合員は、農業共済組合の承諾を受けて、共済關係に關し譲渡人の有する權利義務を承継することができる。

第九十五條 農業共済組合は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができる。

第九十六條 農作物共済又は畜畜共済の共済目的の譲受人が譲渡人の所屬する農業共済組合の組合員でないものについては、前二項の規定を準用する。

第九十七條 農業共済組合の組合員は、共済目的について相殺その他の包括承継があつた場合には、前四項の規定を準用する。

第九十八條 農業共済組合の組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

第九十九條 農業共済組合は、前項の管理その他損害防止について組合員を指導することができる。

第一百條 農業共済組合は、組合員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員の負担した費用は、組合の負担とする。

第一百一條 農業共済組合は、定款の定めるところにより、損害防止のため必要な施設をすることができ

第九十七條 農業共済組合は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、何時でも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することが出来る。

第九十八條 農業共済組合の組合員は、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第九十九條 農業共済組合の組合員は、共済金の支拂を受けるべき損害があることを認めるときは、定款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第一百條 左の場合には、農業共済組合は、共済金の全部又は一部につき、支拂の責を免れることができる。

一 組合員が第九十四條第一項の規定による義務を怠つたとき。

二 組合員が第九十五條の規定による指示に従わなかつたとき。

三 組合員が前條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

四 組合員が第九十五條第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて共済細目書に不実の記載をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに第九十五條第一項の規定による拂込を遅滞したとき。

六 組合員が第九十五條第三項の規定による通知を怠り、又は悪意

若しくは重大な過失に因つて不
実の通知をしたとき。

第百條 農業共済組合は、毎事業年
度の終において存する共済責任に
つき、命令の定めるところによ
り、責任準備金を積み立てなけ
ばならない。

第百一條 農業共済組合は、不足金
の填補に備へるため、命令の定め
るところにより、毎事業年度の剰
余金の中から準備金を積み立てな
ければならない。

第百二條 農業共済組合の組合員
が、自己の責に帰すべき事由がな
くて、命令の定めるところによ
り、一定年間組合から共済金の支
拂を受けないとき、又は支拂を受
けた共済金が一定の額に満たない
ときは、組合は、組合員に対して
共済掛金の一部に相当する金額を
拂戻すべきことができる。

第百三條 農業共済組合の共済事業
には、前法第六百四十二條、第六
百四十三條及び第六百四十六條の
規定を準用する。

第二節 農作物共済及び 畜産共済

第百四條 第十五條第一項第一号に
掲げる者が第十六條第一項の規定
により農業共済組合の組合員とな
つたときは、命令で定める場合を
除いて、その者と農業共済組合と
の間に農作物共済及び畜産共済の
共済関係が成立するものとする。

第百五條 農業共済組合の組合員
は、定款に特別の定めのある場合を
除いては、毎年農作物共済又は畜
産共済に係る共済責任期間の開始

する時までに、当該組合に、共済
目的を明かにすべき事項を記載し
た共済細目書を提出し、且つ、共
済掛金を拂い込まなければならな
い。

前項の共済細目書に記載すべき
事項は、定款でこれを定める。

第一項の規定により提出した共
済細目書に記載した事項に変更を
生じたときは、組合員は定款の定
めるところにより遅滞なくその旨
を組合に通知しなければならな
い。

第百六條 農作物共済及び畜産共済
の共済金額は、主務大臣が共済目
的の種類ごとに單位当り收穫量別
にその收穫物の價格の二分の一を
標準として定める最高額と最低額
の範囲内において共済目的の種類
ごとに一律に定款でこれを定め
る。

第百七條 農作物共済及び畜産共済
の共済掛金率は、共済目的の種類
ごとに、当該市町村(地方自治法
第五十五條第二項の市にあつて
は、区、以下本條において同じ)に
おいて定款でこれを定める。

基準共済掛金率は、都道府縣の
区域内における危険階級の共済
金額の合計額を重みとするその算
術平均が当該都道府縣の共済掛金
標準率に一致し、且つ、その相互
の比が各危険階級の危険程度を表
示する指数の比に一致するように
主務大臣が、共済目的の種類ごと
に危険階級別にこれを定める。

前項の危険階級の別、各危険階
級に属する市町村及び特別区並び
に各危険階級の危険程度を表示す
る指数は、都道府縣知事が、共済
目的の種類ごとにこれを定める。

前項の通常共済掛金標準率、異
常共済掛金標準率及び超異常共済
掛金標準率は、五年ごとに一般に
これを改訂する。

第百八條 農作物共済及び畜産共済
に係る共済掛金を納付する者があ
る場合において、農業共済組合の
請求があるときは、市町村又は特
別区は、市町村税の例によつてこ
れを処分する。この場合には、農
業共済組合は、徴収金の百分の四
を市町村又は特別区に交付しなけ
ればならない。

市町村又は特別区が前項の請求
を受けた日から三十日以内にその
処分を着手せず、又は九十日以内
にこれを結了しないときは、農業
共済組合は、都道府縣知事の認可
を受けて、これを処分することが
できる。この場合には、地方自治
法第二百二十五條第一項及び第四
項の規定を準用する。

前二項の規定による徴収金の先
取特権の順位は、市町村その他こ
れに準ずるものの徴収金に次ぎ、
その時効については、市町村税の
例による。

第百九條 農業共済組合は、左の場
合において、被害の程度に應じ
て、共済金額に命令で定める率を
乗じて得た金額に相当する共済金
を組合員に支拂うものとする。

一 農作物共済にあつては、共済
事故に因る減収が平年における
当該耕地の收穫量の百分の三十
を超えた場合

二 畜産共済にあつては、共済事
故に因る減収が平年における当

該組合員の單位当り收穫量の百
分の四十を超えた場合

第百十條 農作物共済及び畜産共済
の共済責任期間は、左の各号に掲
げる期間とする。

一 水稻については本田移植期
(直播をする場合にあつては、
発芽期)から、麦については発
芽期(移植をする場合にあつて
は、移植期)から次收穫をする
に至るまでの期間及びその他の
農作物については、これに準
ずる期間

二 畜産については、桑の発芽期
から最終蚕繭期の收穫をするに
至るまでの期間

第三節 家畜共済

第百十一條 農業共済組合は、組合
員から家畜共済の申込を受けたと
きは、左の各号の一に該当する場
合その他正当な理由がある場合を
除いては、その承諾を拒んでな
らない。

一 死亡賠償共済に付していない
家畜について疾病傷害共済の申
込があつた場合において、同時
に当該家畜の死亡賠償共済の申
込がないとき

二 死亡賠償共済に付していない
母畜の胎児について生産共済の
申込があつた場合において、同
時に当該母畜の死亡賠償共済の
申込がないとき

第百十二條 農業共済組合の家畜共
済に係る共済責任は、定款に特別
の定めがある場合を除いては、組合
が組合員から共済掛金の支拂を受
けた日の翌日から始まる。

死亡賠償共済及び疾病傷害共済の共済掛金期間は、一年とする。但し、特別の事由があるときは、定款で別段の定をすることができ

る。

第百十三條 左の各号の一に該当する家畜は、あらたに死亡賠償共済にこれを付することができない。

一 十二歳を超える牛及び明け十七歳以上の馬

二 七歳を超える山羊及びめん羊並びに六歳を超える種豚

家畜が前項各号に該当するに至る前二年以内にあらたに開始した死亡賠償共済関係は、その該当するに至つた時の属する共済掛金期間満了の時に消滅する。

第百十四條 家畜共済の共済金額は、左の金額とする。

一 死亡賠償共済にあつては家畜の價額の百分の八十に相当する金額を、疾病傷害共済にあつては主務大臣の定める額を夫、超えない範囲内において定款で定める額

二 生産共済にあつては、胎児については母畜の死亡賠償共済の共済金額の百分の二十に相当する金額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えることにその額にその百分の十五を加えた額

第百十五條 家畜共済の共済掛金率は共済目的の種類ごとに定款でこれを定める。

目的の種類ごとに定める当該地域別の共済掛金標準率を下つてはならない。

前項の共済掛金標準率は、四年ごとに一般にこれを改訂する。

第百十六條 家畜共済に係る共済金は、左の金額とする。

一 死亡賠償共済にあつては、共済事故の原因が発生した直前の家畜の價格により、命令の定めるところにより、定款で定めるところにより、算定された損害の額に共済金額の共済價額に対する割合を乗じて得た額

二 疾病傷害共済にあつては、共済事故に因つて組合員が被る損害の額に農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支拂割合を乗じて得た額

三 生産共済にあつては、胎児については共済金額の全額、出生した牛及び馬については第一号の場合に準じて算定した額

前項第二号の損害の額は、命令の定めるところにより、定款で定める方法によつてこれを算定する。

第百十七條 疾病傷害共済に係る共済事故が発生した場合において、農業共済組合が診療その他の行爲をし、又はその費用を負担したときは、組合は、当該診療その他の行爲に要した費用の額の限度において共済金を支拂つたものとみなす。

第百十八條 家畜共済に係る共済責任の始まつた日から二週間以内

に共済事故が生じたときは、農業共済組合の組合員は、共済金の支拂を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じたときは、この限りでない。

第百十九條 農業共済組合の組合員は、賠償に係る家畜を屠殺したときは、予め組合の承諾を得た場合を除いては、賠償に係る共済金の支拂を請求することができない。

但し、やむを得ない事由のある場合において屠殺したときは、この限りでない。

第百二十條 家畜共済には、商法第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第四章 農業共済保險組合の保險事業

第百二十一條 農業共済保險組合は、組合員たる農業共済組合が共済事業に因つてその組合員に対して負う共済責任を相互に保險することを目的とする。

第百二十二條 農業共済保險組合の組合員たる農業共済組合員とその組合員との間に共済關係が成立したときは、これに因つて当該農業共済保險組合と当該農業共済組合との間に保險關係が成立するものとする。

第百二十三條 農業共済保險組合の保險金額は、左の金額とする。

一 農作物共済及び畜産共済にあつては、その共済金額の百分の九十に相当する金額

二 家畜共済にあつては、その共済金額に相当する金額

特別の事由があるときは、農業共済保險組合は、命令の定める所により、定款で前項第二号の金額に代るべき金額を定めることができる。

第百二十四條 農業共済保險組合の保險料率は、共済掛金率と同率とする。

第百二十五條 農業共済保險組合の支拂すべき保險金は、左の金額とする。

一 農作物共済及び畜産共済にあつては、組合員が支拂すべき共済金の百分の九十に相当する金額

二 家畜共済にあつては、組合員が支拂すべき共済金に相当する金額

前項第二号の場合には、第百二十三條第二項の規定を準用する。

第百二十六條 疾病傷害共済に係る共済事故が発生した場合において、農業共済保險組合が診療その他の行爲をし、又はその費用を負担したときは、当該共済責任を負担する農業共済組合は、当該診療その他の行爲に要した費用の額の限度において共済金を支拂つたものとみなす。

前項の場合には、農業共済保險組合は、同項の額の限度において保險金を当該農業共済組合に支拂つたものとみなす。

第百二十七條 農業共済保險組合の組合員は、共済關係が成立したときは、定款の定めるところにより

り、組合に当該共済關係に関する事項を通知しなければならない。前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済保險組合の組合員は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合に通知しなければならない。

第百二十八條 農業共済保險組合の組合員は、第九十四條第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

第百二十九條 左の場合には、農業共済保險組合は、保險金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

一 組合員が法令又は定款に違反して共済金を支拂つたとき。

二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支拂つたとき。

三 組合員が第百二十七條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

四 組合員が正当な理由がないのに保險料の拂込を遅滞したとき。

五 組合員が前條の規定による指導を怠つたとき。

六 組合員が第百三十二條において準用する第九十五條の規定による指示に従わなかつたとき。

七 組合員が第百三十二條において準用する第九十八條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

第百三十條 農業共済保險組合は、命令の定めるところにより、共済

事業の種類ごとに会計を区分して整理しなければならない。

第三百三十一條 農業共済保險組合の組合員が保險に關する事項について当該組合に対して訴を提起する

には、都道府縣農業共済保險審査会の審査を経なければならない。前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

第三百三十二條 農業共済保險組合の保險事業には、第八十七條第一項、第八十八條乃至第九十一條、第九十五條乃至第九十八條及び第九百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第五章 政府の再保險事業
第三百三十三條 政府は、農業共済保險組合が保險事業に因つてその組合員に對して負う保險責任を再保險するものとする。

第三百三十四條 農業共済保險組合とその組合員との間に保險關係が成立したときは、これに因つて政府と当該組合との間に再保險關係が成立するものとする。

第三百三十五條 政府の再保險金額は、左の金額とする。
一 農作物共済及び畜産共済にあつては、共済目的の種類ごとに当該共済目的に係る總保險金額のうち、その總保險金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額

二 家畜共済にあつては、その保險金額に百分の九十の範圍内に於いて主務大臣の定める率を乗じて得た金額

じて得た金額
第三百三十六條 政府の再保險料率は左の率とする。

一 農作物共済及び畜産共済にあつては、異常共済掛金標準率と超異常共済掛金標準率とを合計した率
二 家畜共済にあつては、保險料率と同率

第三百三十七條 政府の支拂うべき再保險金は、左の金額とする。
一 農作物共済及び畜産共済にあつては、共済目的の種類ごとに、当該共済目的に係る總支拂保險金額のうち、当該共済目的に係る總保險金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額

二 家畜共済にあつては、支拂保險金額に再保險金額の保險金額に對する割合を乗じて得た金額
第三百三十八條 農業共済保險組合は、再保險關係が成立したときは、命令の定めるところにより、再保險關係に關する事項を主務大臣に通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済保險組合は、命令の定めるところにより、これを主務大臣に通知しなければならない。

第三百三十九條 農業共済保險組合は、保險金の支拂をすべき原因が發生したと認めるときは、命令の定めるところにより、遅滞なくその旨を主務大臣に通知しなければならない。

第四百四十條 左の場合には、政府は、命令の定めるところにより、再保險金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

一 農業共済保險組合が法令又は定款に違反して保險金を支拂つたとき。
二 農業共済保險組合が損害額を不当に認定して保險金を支拂つたとき。

三 農業共済保險組合が第三百三十八條又は前條の規定による通知を怠り、又は惡意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

第四百四十一條 農業共済保險組合が再保險に關する事項について政府に對して訴を提起するには、農林保險審査会の審査を経なければならない。

前項の場合には、第三百三十一條第二項の規定を準用する。
第四百四十二條 政府の再保險事業には、第八十八條乃至第九十條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第六章 審査会
第四百四十三條 都道府縣に都道府縣農業共済保險審査会を置く。

都道府縣農業共済保險審査会は、第二十九條第一項及び第三百三十一條の規定によりその権限に属させた事項を処理する外、都道府縣知事の諮問に應じて左の事項を調査審議する。
一 農業災害の發生、予防及び防止に關する事項
二 共済掛金、共済金額、保險料及び保險金額の適正化に關する事項

事項
三 その他この法律の運用に關する重要事項

第四百四十四條 農林保險審査会は、第四百四十一條の規定によりその権限に属させた事項を処理する外、主務大臣の諮問に應じて前條各号に掲げる事項を調査審議する。

第四百四十五條 前二條に規定するものの外、都道府縣農業共済保險審査会及び農林保險審査会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第七章 罰則
第四百四十六條 第七十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十九條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

農業共済團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその農業共済團體の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、その農業共済團體に對しても同項の刑を科する。

第四百四十七條 左の場合には、農業共済團體の役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により行政廳の認可を受けなければならない場合、その認可を受けなかつたとき。

二 この法律による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
三 農業共済團體の目的でない事業をしたとき。
四 第三十三條の規定に違反したとき。

五 第三十五條、第三十六條又は第三十七條の規定に違反したとき。
六 第三十九條第一項若しくは第四十條第一項の規定に違反して書類を偽造し、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九條第二項若しくは第四十條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第四十一條第四項の規定に違反したとき。
八 第四十九條又は第五十條第二項の規定に違反して農業共済組合の合併をしたとき。

九 第五十五條又は第五十七條に掲げる事項に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
十 第五十六條の規定に違反して農業共済團體の財産を分配したとき。

十一 第九十一條(第九百三十二條)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。
十二 第九十條(第九百三十二條)において準用する場合を含む。又は第九十一條(第九百三十二條)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

十三 第九十條(第九百三十二條)において準用する場合を含む。又は第九十一條(第九百三十二條)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。
十四 民法第七十九條の期間内に、債権者に弁済をしたとき。

十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠るとき。

り、又は不実の申告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 法令又は定款に違反して剰余金を処分し、又は共済金額を削減したとき。

第四十八條 第四條第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則

第四百九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五百十條 第十二條第一項の規定により食糧管理特別会計が昭和二十二年度において負担する水稻の共済掛金に係る負担金については、同條第三項の規定は、これを適用しない。

第五百十一條 左の法律は、これを廃止する。

農業保険法

昭和十八年法律第二十二号（農業保険の保険料国庫負担金等の交付及分均等に関する法律）

家畜保険法

第五百十二條 この法律施行の際現に存する農業保険組合、農業保険組合聯合会及び家畜保険組合については、前條に掲げる法律は、同條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第五百十三條 この法律施行の際現に農業保険法に基いて存する共済責任関係、保険責任関係及び再保険責任関係については、同法は、

第五百十一條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。但し、第三項に規定するものに關しては、この限りでない。

この法律施行の際現に農業保険法に基いて水稻に係る共済責任を負担する市町村農業会については、当該共済責任開始の時に、当該市町村農業会とその組合員との間にこの法律に規定する農業共済組合とその組合員との間における水稻に係る共済関係と同様の共済関係が成立したものとみなす。この場合には、当該市町村農業会はこれを農業共済組合と、当該市町村農業会の所属する農業保険組合聯合会はこれを農業共済保険組合とみなし、この法律を適用する。

この法律施行の際現に農業保険法に基いて存する水稻に係る共済責任関係、保険責任関係及び再保険責任関係は、その責任開始の時にさかのぼつて消滅する。

前三項の規定施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五百十四條 第五百十二條に掲げる家畜保険組合の行方家畜保険事業に關しては、家畜保険法は、第五百十一條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第五百十五條 農業共済組合が成立したときは、その区域の全部又は一部をその区域とする市町村農業会の共済事業に關する権利義務は、命令の定めるところにより、その成立の時に当該農業共済組合が、これを承継する。

第五百十六條 農業共済保険組合が成立したときは、その区域の全部又は一部を区域とする農業保険組合、農業保険組合聯合会及び家畜保険組合は、その成立の時に解散するものとし、当該農業保険組合聯合会、農業保険組合及び家畜保険組合の再保険事業及び家畜保険組合の再保険事業は、命令の定めるところにより、その成立の時に、当該農業共済保険組合が、これを承継する。

第五百十七條 この法律施行前（第五百十二條に掲げる組合及び聯合会については、同條の規定により効力を有する農業保険法及び家畜保険法の失効前）にした行爲の処罰については、この法律施行後（同條の組合及び聯合会については、同條の規定により効力を有する農業保険法及び家畜保険法の失効後）でも、なお従前の例による。

第五百十八條 農業家畜再保険特別会計法の一部を次のように改正する。

「農業家畜再保険特別会計法」を「農業共済再保険特別会計法」に、「勅令」と「政令」に改める。

第一條中「農業再保険事業及家畜再保険事業」を「農業共済再保険事業」に改め、「通ジテ」を削る。

第三條中「農業再保険事業」を「農業共済及家畜共済ニ關スル再保険事業」に改め、「一般會計及」を削り、「再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加える。

第四條中「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

第五條中「農業再保險事業」を「農業共済及家畜共済ニ關スル再保險事業」に、「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

第八條第二項中「純再保險料」を「再保險料」に改める。

第十一條 内閣は毎年度此ノ會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

農業災害補償法第五百十三條第一項に規定する再保險責任關係及び同法第五百十四條の規定に基く家畜保險事業に係る再保險事業については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第五百十九條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五條中「農業保險組合聯合會、農業保險組合、家畜保險組合」を「農業共済保險組合、農業共済組合」に改める。

農業災害補償法第五百十二條に掲げる農業保險組合聯合會、農業保險組合及び家畜保險組合については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第六十條 食糧管理特別會計法の第一條を次のように改正する。

第六條中「農業再保險特別會計」を「農業共済再保險特別會計」に改める。

農業災害補償法案（内閣提出）に關する報告書（都合により第六十七号の末尾に掲載）

【野溝勝君登壇】
○野溝勝君 たいはいより、本日の議題となりました、内閣提出、農林委員會付託にかかわる農業災害補償法案に關し、その審議の経過及び結果の概要を御報告いたします。

【發言する者多し】

○諸君（松岡駒吉君） 靜肅に願います。

○野溝勝君（續） 農業は自然を相手とする産業であり、その經營は自然力の支配を受けること甚大であります。特にわが國の農業は、特殊の地理的、氣象的條件を有してゐるために、諸外國に類例を見ないほど多くの生産上の危険にさらされておるのでございます。

すでに御承知と思いますが、特にここにおいて農業保險制度を整備し、もつて農業經營の安定條件を準備し、再生産を確保することは、農家經濟の維持、國民經濟の再建上重要不可欠の案件なのであります。

そこで、家畜については昭和十四年以降、昭和十八年の改正を経て、それぞれ保險制度を実施してきたのであります。現行の制度には内容上種々の制限がありますのみならず、近來經濟事情の激変によりまして、その本來の機能をほとんど失つたのであります。この際現行農業保險法並びに家畜保險法を廢止し、新たに農業災害補償法を制定して……

【發言する者多し、戰場隆然】
○諸君（松岡駒吉君） 靜肅に願います。
○野溝勝君（續） 保險目的及び事故の

範圍を拡張し、この際共済金額を引上げる等根本的な拡充強化の措置を講じようというものが、本法律案の提出の理由になつておるのであります。

〔離席者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 御席を願います。

○野澤勝君(続) 私は、今議案の趣旨について詳細報告をしたいと思ひますが、すでに御承知のことと思ひますので、會議録に載せていただくことにしてその内容を省略いたします。議案の審議にあつては質疑に對し、この際御報告を申し上げておきたいと思ひます。

〔發言する者、離席する者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 小澤君——小澤君、御席を願います。——靜かにしてください。

○野澤勝君(続) 以下、議案の審議にあたりまして政府委員との間に行われました質疑應答中の重要なものを御紹介いたし、農業災害補償に關する諸問題につき政府の有する見解ないしは今後に残された行政的または指導上の方針を明らかにしておく次第でございます。

わが國の農業は、過去三十年のうち二十七年の災害を受けておるのであります。近年災害対策も格段の進歩を見ておるのであります。しかし、なお……

〔議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 小澤君——小澤君、靜かに願います。

○野澤勝君(続) 政府……

〔議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 小澤君、退場を

命じます。貴席を願います。——貴席を願います。——御席を願います。○野澤勝君(続) わが國の農業は、過去三十年のうち二十七年の災害を受けておるのであります。近年災害対策も格段の進歩を見ておるのであります。しかし、なお一段の努力が望ましい。政府はこれに對していかなる信念をもつておるか。この質疑に對し政府は、災害の予防に對しては、小農業土木事業に努力を傾注した、病虫害対策も十分考へていく、今後は補助金政策を打ち切り、科学技術の浸透をはかり、災害の予防に増産対策上の重点を指向していくつもりであると、その決意を披瀝しておるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 小澤君、退場を

命じます。貴席を願います。——貴席を願います。——御席を願います。○野澤勝君(続) わが國の農業は、過去三十年のうち二十七年の災害を受けておるのであります。近年災害対策も格段の進歩を見ておるのであります。しかし、なお一段の努力が望ましい。政府はこれに對していかなる信念をもつておるか。この質疑に對し政府は、災害の予防に對しては、小農業土木事業に努力を傾注した、病虫害対策も十分考へていく、今後は補助金政策を打ち切り、科学技術の浸透をはかり、災害の予防に増産対策上の重点を指向していくつもりであると、その決意を披瀝しておるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 小澤君、退場を

命じます。貴席を願います。——貴席を願います。——御席を願います。○野澤勝君(続) わが國の農業は、過去三十年のうち二十七年の災害を受けておるのであります。近年災害対策も格段の進歩を見ておるのであります。しかし、なお一段の努力が望ましい。政府はこれに對していかなる信念をもつておるか。この質疑に對し政府は、災害の予防に對しては、小農業土木事業に努力を傾注した、病虫害対策も十分考へていく、今後は補助金政策を打ち切り、科学技術の浸透をはかり、災害の予防に増産対策上の重点を指向していくつもりであると、その決意を披瀝しておるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 小澤君、退場を

命じます。貴席を願います。——貴席を願います。——御席を願います。○野澤勝君(続) わが國の農業は、過去三十年のうち二十七年の災害を受けておるのであります。近年災害対策も格段の進歩を見ておるのであります。しかし、なお一段の努力が望ましい。政府はこれに對していかなる信念をもつておるか。この質疑に對し政府は、災害の予防に對しては、小農業土木事業に努力を傾注した、病虫害対策も十分考へていく、今後は補助金政策を打ち切り、科学技術の浸透をはかり、災害の予防に増産対策上の重点を指向していくつもりであると、その決意を披瀝しておるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 小澤君、退場を

命じます。貴席を願います。——貴席を願います。——御席を願います。○野澤勝君(続) わが國の農業は、過去三十年のうち二十七年の災害を受けておるのであります。近年災害対策も格段の進歩を見ておるのであります。しかし、なお一段の努力が望ましい。政府はこれに對していかなる信念をもつておるか。この質疑に對し政府は、災害の予防に對しては、小農業土木事業に努力を傾注した、病虫害対策も十分考へていく、今後は補助金政策を打ち切り、科学技術の浸透をはかり、災害の予防に増産対策上の重点を指向していくつもりであると、その決意を披瀝しておるのであります。

い。かくては加入者も少からうから、牛馬、特に挽馬の將來について寒心にたえない、政府の助成金を寄せられたというのであります。これに對して、助成策もさることながら、挽馬組合による團體的措置を講ずるのも一つの方法である、なおこの問題については十分研究するとの答弁がありまして、以上をもつて、本法律案に關する質疑應答中の主要事項の御紹介を終ります。さて、本議案は十月二十日……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) 農林委員会に付託となり、二十五日、提案の理由について政府の説明を徴したのであります。

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) 五回……〔議場騒然、聴取不能〕

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) 五回……〔議場騒然、聴取不能〕

りましてところ、全会一致をもつて、各党共同提案による附帯決議を附して原案を可決するに至つたのであります。(拍手)なお、附帯決議の尊重について申入れを行つた旨この際附け加えておきます。以下、附帯決議を朗読して御協賛を得たいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 靜かに願います。

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

此の秋に當り、政府は、農民年來の要請に應じ、農業保險に關する旧制度を根本的に改革し、以つて新時代に即應じ、農業經營の安定を図り、ひいては農業生産力の増強に貢獻しようとして、農業災害補償法案を國會に上程することは、毫に機宜に適するものとして賛意を寄さざる所である。

○議長(松岡駒吉君) 御席を願います。

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

金をもつてこれを共済する措置を講ずべし。〔發言する者、離席する者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 交渉委員以外の方は……

〔發言する者、離席する者多し、議場騒然、聴取不能〕

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

一、政府は、養蚕に關し本法を適及適用せざるはなほ不公平なる処置なるにより、賠償値より差額を……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

二、政府は、農作物、養蠶及び家畜等の共済掛金に對する農家負担の軽減を図るため、政府の負担割合を増額すること。

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君) ……

○野澤勝君(続) ……

○議長(松岡駒吉君)「先ほど來の劇場の混乱の……」

「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」

○議長(松岡駒吉君)「議長はこれが措置について……」

「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」

○議長(松岡駒吉君)「認めるわけにはいきません。これは別個の問題として取扱うことにいたします。小沢君の問題につきましては、別個にこれは扱うことにいたします。」

「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」

○議長(松岡駒吉君)「場内の交渉をやつていただくことにいたします。」

「探決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君)「御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)」

「何だかわからない」「横暴」と呼ぶ、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然

○議長(松岡駒吉君)「交渉委員以外の方は壇から降りてください。」

職業安定法案(内閣提出、参議院回付)

○安重鹿一君「日程追加の……すなわちこの際……職業安定法案の参議院回付案を議題とし……」

「わからぬ、わからぬ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然、聴取不能

○議長(松岡駒吉君)「安平君の動議に……」

「異議あり」「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然、聴取不能

○議長(松岡駒吉君)「皆様、御席席を願います。このままの状態において……」

「議長、公平にやれ」と呼び、その他発言する者多く

「議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。このままの状態において、場内交渉係の交渉を願います。休憩することなく、このままの状態においてであります。」

「議事進行」「議事進行」と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君)「お静かに願います。」

○議長(松岡駒吉君)「お静かに願います。」

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君)「先ほどの記名投票の宣告を取消します。開議。(拍手)」

小澤君に、この際入場を許します。先ほどの安平鹿一君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君)「それでは賛成の方は御起立を願います。」

「賛成者起立」

○議長(松岡駒吉君)「起立多数。よつて動議の如く決しました。」

「拍手」「異議あり」「異議あり」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君)「議長は白票。反対し、成規により異議の申立があります。よつて記名投票をもつて採決いたします。これより記名投票を行います。安平君の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。開議。議席第一番より順次投票せられんことを望みます。」

「反対はどつちだ」と呼び、その他発言する者あり

○議長(松岡駒吉君)「賛成は白票、反対は青票であります。」

○議長(松岡駒吉君)「賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。開議。議席第一番より順次投票せられんことを望みます。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「議長は白票。反対し、成規により異議の申立があります。よつて記名投票をもつて採決いたします。これより記名投票を行います。安平君の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。開議。議席第一番より順次投票せられんことを望みます。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「議長は白票。反対し、成規により異議の申立があります。よつて記名投票をもつて採決いたします。これより記名投票を行います。安平君の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。開議。議席第一番より順次投票せられんことを望みます。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「議長は白票。反対し、成規により異議の申立があります。よつて記名投票をもつて採決いたします。これより記名投票を行います。安平君の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。開議。議席第一番より順次投票せられんことを望みます。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

○議長(松岡駒吉君)「氏名点呼をいたします。」

認めます。投票箱閉鎖。開票。開鎖。
投票を計算いたさせます。
〔参事投票の数を計算〕

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長朗読〕

投票総数 二百五十一

可とする者 白票 百七十九

否とする者 青票 七十二

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 右の結果日程は追加せられました。

〔参照〕

安平鹿一君提出日程追加の動議を可とする議員の氏名

赤松 勇君	赤松 明勲君
浅沼稻次郎君	井伊 誠一君
井上 良次君	井谷 正吉君
伊藤幸太郎君	伊藤卯四郎君
石井 繁九君	石神 啓吾君
石川金次郎君	石野 久男君
稻村 順三君	今澄 勇君
大石ヨシユ君	大島 義晴君
大矢 省三君	太田 典禮君
加藤 勘十君	加藤シヅエ君
加藤 静雄君	笠原 貞造君
堀川 静雄君	片島 港君
片山 哲君	勝間田清一君
叶 凸君	上林興市郎君
川合 彰武君	河井 榮藏君
菊川 忠雄君	久保田鶴松君
黒田 壽男君	金野 定吉君
佐々木更三君	佐竹 晴記君
佐竹 新市君	佐藤親次郎君
境 一雄君	榎原 千代君
笹口 光君	重井 鹿治君
島上善五郎君	庄司 彦男君
鈴木 善幸君	鈴木茂三郎君

鈴木 義男君	角田藤三郎君
田中 健之進君	田中 健吉君
田中 松月君	田中 稔男君
高瀬 傳君	竹内 克巳君
竹谷源太郎君	館 俊三君
土井 直作君	野老 誠君
富吉 榮二君	中崎 敏君
中原 健次君	永井勝次郎君
永江 一夫君	成瀬喜五郎君
成重 光眞君	西尾 末廣君
西村 榮一君	野濤 勝君
馬場 秀夫君	林 大作君
藤田 榮君	藤原繁太郎君
細川 隆元君	細野三千雄君
前田榮之助君	前田 種男君
正木 清君	松尾 トシ君
松澤 兼人君	松原喜之次君
松本 七郎君	松本 眞一君
松本 淳造君	水谷長三郎君
村尾 隆男君	森 三樹二君
森戸 辰男君	森山 武彦君
師岡 榮一君	門司 亮君
八百板 正君	矢尾喜三郎君
矢後 嘉藏君	安田 幹太君
安平 鹿一君	山崎 道子君
山下 榮二君	山花 秀雄君
山本 幸一君	米窪 満亮君
和田 敏明君	青木清左エ門君
天野 久君	荒木萬壽夫君
井村 徳二君	飯村 泉君
生悦住貞太郎君	菊木 一久君
宇都宮則綱君	打出 信行君
生方 大吉君	馬越 晃君
梅林 時雄君	小川 半次君
小野 孝君	押川 定秋君
金光 義邦君	川崎 秀二君
木村小左衛門君	北村徳太郎君
栗田 英男君	小坂善太郎君

小島 徹三君	小松 勇次君
五坪 茂雄君	後藤 悦治君
佐々木秀世君	志賀健次郎君
椎熊 三郎君	鈴木 强平君
田中源三郎君	田中 萬逸君
高岡 忠弘君	橋 直治君
佃 良一君	坪川 信三君
寺島隆太郎君	寺本 齊君
吉米地義三君	中垣 國男君
中崎 勝一君	中曾根康弘君
長野 長廣君	西田 隆男君
橋本 金一君	長谷川政友君
原 健三郎君	原 彪君
一松 定吉君	細川八十八君
三好 竹男君	八木 一郎君
八並 達雄君	矢野 政男君
山崎 岩男君	山下 春江君
吉田 安君	米田 吉盛君
秋田 大助君	井出一太郎君
石田 一松君	今井 耕君
岡田 勢二君	唐木田藤五郎君
川越 博君	木下 榮君
吉川 久衛君	小枝 一雄君
河野 金昇君	笹森 順造君
竹山祐太郎君	豊澤 豊雄君
内藤 友明君	野本 品吉君
早川 崇君	船田 亨二君
松原 一彦君	三木 武夫君
谷口 武雄君	

大石 倫治君	大野 伴睦君
大村 清一君	岡村利右衛門君
花月 純誠君	神田 博君
倉石 忠雄君	小峯 柳多君
榎原 享君	重富 卓君
澁谷雄太郎君	島村 一郎君
周東 英雄君	鈴木 仙八君
関内 正一君	田口助太郎君
田村 虎一君	高田 弥市君
富田 照君	吉米地英俊君
中島 守利君	仲内 廣治君
野原 正勝君	林 讓治君
原 信君	平島 良一君
廣川 弘暉君	深津玉一郎君
福永 一臣君	淵上房太郎君
益谷 秀次君	松浦 東介君
水田三喜男君	森 直次君
梁井 淳二君	山口喜久一郎君
山口 好一君	山口六郎次君
山崎 猛君	若松 虎雄君
耳 四郎君	石原 登君
織田 正信君	只野直三郎君
東井三代次君	外崎千代吉君
中村元治郎君	堀江 實藏君
前田 正男君	加藤吉太夫君
河口 陽一君	北 二郎君
高倉 定助君	中野 四郎君
木村 榮君	徳田 球一君
野坂 参三君	林 百郎君

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。
昭和二十二年十一月十五日
参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長松岡駒吉殿

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。
公共職業安定所は、労働大臣の管理に属する。
公共職業安定所長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範圍は、労働大臣がこれを定め、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に關する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員会、都道府県職業安定委員会及び特別地区職業安定委員会を置く。
労働大臣は、前項に規定する職業安定委員会の外、關係都道府県

知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府県内の一部を管轄区域とする地区職業安定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大臣の諮問に、特別地区職業安定委員会、労働大臣又は関係都道府県知事の諮問に、都道府県及び地区職業安定委員会は、関係都道府県知事の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ、関係行政廳に建議することができる。

公共職業安定所長は、関係がある特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会に対し、意見を求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者、各、同数でこれを組織する。

職業安定委員会の委員のうち一名以上は、女子でなければならぬ。

中央職業安定委員会の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会の委員は、関係都道府県知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業

安定委員会は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならない。

職業安定委員会は、必要があると認めるときは、その業務に関する事項について、関係行政廳に、報告を求めることができる。

職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、同議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、国会の議決を得なければならない。その金額を変更するときは同様とする。

前各項に定めるものの外、職業安定委員会について必要な事項は、^{命令}政令でこれを定める。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。

〔異議あり〕「異議あり」と呼び、その他発言する者多し。

○議長(松岡駒吉君) 記名投票を行います。

〔何の投票だと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 投票の結果をいたしまして、職業安定法案の参議院回付案を議題といたしましたのであります。

本案の参議院の修正に對して同意を求めたのであります。採決に異議ありとの正式申出がありませんので、これを記名投票にいたすことにいたします。

〔拍手〕
賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

これより氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕
〔わからぬ〕「開えぬ」と呼び、その他発言する者多し。

○議長(松岡駒吉君) 諸君を願います。騒々しくしておつて、あとで聴えないとおつしやつては困ります。

〔参事氏名の点呼を継続〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れはありませんか。

〔ありますと呼び、その他発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れの方は速やかに願います。投票漏れはありませんか。

〔ありますと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れの方は速やかに願います。投票者は止まらないうちにお願ひいたします。投票漏れの方は速やかに御投票願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。——静粛に願います。——私語を禁じます。かようなときに、無用な言葉のやりとりは、できるだけ慎んでい

ただきたい。——投票漏れの方は速やかに願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) お静かに願います。投票漏れの方はありませんか。

〔たくさんあると呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 速やかに願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) お静かに願います。投票する人に話かけないでください。投票漏れの方は速やかに願います。投票漏れはありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れなしと認めてよろしくうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票の数を計算〕

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百二十九

可とする者 白票 百六十

否とする者 青票 六十九

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 右の結果、本案の参議院の修正に同意するに決しました。

〔発言する者多く、議場騒然〕

〔参照〕
職業安定法案の参議院の修正を可とする議員の氏名

浅沼稻次郎君	井伊 誠一君
井上 良次君	井谷 正吉君
伊瀬幸太郎君	伊藤卯四郎君
石井 繁九君	石神 啓吾君
石川金次郎君	石野 久男君
稻村 順三君	今澄 勇君
大石ヨシエ君	大島 義晴君
大矢 省三君	太田 典禮君
加藤 勘十君	加藤シヅエ君
加藤 静雄君	笠原 貞造君
梶川 静雄君	片島 港君
片山 哲君	勝間田清一君
叶 昌君	上林與市郎君
川合 彰武君	菊川 忠雄君
久保田鶴松君	黒田 壽男君
金野 定吉君	佐々木更三君
佐竹 晴記君	佐竹 新市君
佐藤觀次郎君	境 一雄君
藤原 千代君	笠口 晃君
重井 鹿治君	島上善五郎君
庄司 彦男君	鈴木 善幸君
鈴木茂三郎君	鈴木 義男君
角田藤三郎君	田中織之進君
田中 松月君	田中 稔男君
竹内 克巳君	竹谷源太郎君
館 俊三君	土井 直作君
野老 誠君	富吉 榮二君
中崎 敏君	中原 健次君
永井勝次郎君	永江 一夫君

成瀬喜五郎君	成重 光眞君	田中 萬逸君	高岡 忠弘君	高田 弥市君	富田 照君
西尾 末廣君	西村 榮一君	橋 直治君	佃 良一君	吉米地英俊君	中島 守利君
野瀧 勝君	馬場 秀夫君	坪川 信三君	寺島隆太郎君	仲内 憲治君	野原 正勝君
林 大作君	藤田 榮君	寺本 齋君	吉米地義三君	林 義治君	原 脩君
藤原繁太郎君	細川 隆元君	中垣 國男君	中會根康弘君	平井 義一君	平島 良一君
細野三千雄君	前田榮之助君	長谷川政友君	一松 定吉君	廣川 弘禪君	深津王二郎君
前田 伸男君	正木 清君	細川八十八君	三好 竹男君	福永 一臣君	淵上房太郎君
松尾 トシ君	松澤 兼人君	八木 一郎君	八並 達雄君	益谷 秀次君	松浦 東介君
松原喜之次君	松本 眞一君	矢野 政男君	山崎 岩男君	水田三喜男君	森 直治君
水谷長三郎君	村尾 彌男君	山下 春江君	吉田 安君	梁井 淳二君	山口喜久一郎君
森 三樹二君	森戸 辰男君	米田 吉盛君	秋田 大助君	山口 好一君	山口六郎次君
森山 武彦君	師岡 榮一君	石田 一松君	南木田藤五郎君	山崎 猛君	若松 虎雄君
門司 晃君	八百板 正君	川越 博君	木下 榮君	亘 四郎君	石原 登君
矢尾喜三郎君	矢後 嘉藏君	吉川 久衛君	小枝 一雄君	只野直三郎君	東井三代次君
安田 幹太君	安平 鹿一君	河野 金昇君	笹森 順造君	外崎千代吉君	中村元治郎君
山崎 道子君	山下 榮二君	多賀 安郎君	竹山祐太郎君	堀江 實藏君	前田 正男君
山花 秀雄君	山本 幸一君	内藤 友明君	船田 亨二君	北 二郎君	高倉 定助君
米窪 龍亮君	和田 敏明君	三木 武夫君	谷口 武雄君	中野 四郎君	木村 榮君
青木清左三門君	天野 久君	青木 孝義君	淺利 三朗君	徳田 球一君	野坂 參三君
荒木萬壽夫君	井村 徳二君	有田 二郎君	泉山 三六君	林 百郎君	
飯村 泉君	生悦佐貞太郎君	磯崎 貞序君	稻田 直道君	○議長(松岡駒吉君) 明日は定刻より 本會議を開きます。(発言する者多し) 本日はこれにて散会いたします。―― 本日はこれにて散会いたします。	
荊木 一久君	宇都宮則綱君	今村 忠助君	今村長太郎君		
打出 信行君	生方 大吉君	植原悦二郎君	内海 安吉君	午後十時五十八分散会	
馬越 晃君	梅林 時雄君	江崎 眞澄君	小笠原八十美君		
小川 半次君	小野 孝君	小川原政信君	小澤佐重喜君	出席國務大臣 厚生大臣 一松 定吉君 労働大臣 米窪 龍亮君	
川崎 定秋君	金光 義邦君	大石 倫治君	大野 伴隆君		
北村徳太郎君	木村小左衛門君	大村 清一君	岡村利右衛門君	出席政府委員 通信政務次官 椎館 三郎君 労働政務次官 土井 直作君	
栗田 英男君	小坂善太郎君	神田 博君	倉石 忠雄君		
小島 徹三君	小松 勇次君	小峯 柳多君	藤原 亨君	臨時人事委員会の設置は、國家 公務員法の施行に伴うものであ り、同委員会の事務の開始は、急	
五坪 茂雄君	後藤 悦治君	重富 卓君	森谷雄太郎君		
佐々木秀世君	志賀健次郎君	島村 一郎君	周東 英雄君	を要するものと認めてこれを可決 した次第である。 右報告する。 昭和二十二年十一月五日 予算委員長 鈴木茂三郎 衆議院議長松岡駒吉殿	
椎館 三郎君	田中源三郎君	鈴木 仙八君	關内 正一君		
		山口助太郎君	出村 虎一君	以下、議案の要旨並びに特色を御説 明申し上げます。 第一に、機構の改訂であります。新 制度にありましては、農業協同組合法 の施行に伴い農業会は解散いたします ので、新たに市町村区域に農業者全員 加入の農業共済組合を設立し、都道府 縣単位には農業共済保險組合を設立 し、この團體によつて農作物及び家畜 の共済保險を一括して行い仕組としさ らに農業共済保險組合は政府の農業共 済再保險特別会計の傘下に入り、三段 の構成を持たしめられておるのであり ます。 農業共済組合の設立は、農業者の自 主的な設立を原則としますが、都道府 縣知事は必要と認めるとき設立命令を 発することができ、しこうして一旦農 業共済組合が成立すると、農作物を耕 作しあるいは養蚕を行う等の地区内の 農業者は当然これを加入する、いわば 一種の強制加入制度をとるのでありま す。但し、家畜の飼育者には任意の加	

高田 弥市君	富田 照君	山崎 猛君	若松 虎雄君	亘 四郎君	石原 登君
只野直三郎君	東井三代次君	外崎千代吉君	中村元治郎君	堀江 實藏君	前田 正男君
北 二郎君	高倉 定助君	中野 四郎君	木村 榮君	徳田 球一君	野坂 參三君
林 百郎君					
高田 弥市君	富田 照君	山崎 猛君	若松 虎雄君	亘 四郎君	石原 登君
只野直三郎君	東井三代次君	外崎千代吉君	中村元治郎君	堀江 實藏君	前田 正男君
北 二郎君	高倉 定助君	中野 四郎君	木村 榮君	徳田 球一君	野坂 參三君
林 百郎君					

労働事務官 上山 顯君

〔第五十五号参照〕

昭和二十二年一般会計予算補正
〔第六号〕に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

この予算は、國家公務員法の施
行に伴う臨時人事委員会の設置に
関するものである。

歳出総額は百八十一万六千
円であるが、このうち臨時人事委
員会の経費として、國家公務員法
施行準備の事務を処理するために
百六十二万八千円、同人事委員会
の新規増加人員の給与特別措置費
として十八万八千円が計上されて
いる。

一方行政調査部においては、公
務員制度改革の調査研究及び立案
事務等を臨時人事委員会に移管す
るに伴つて既定予算のうち二十万
円が不用となり、これを修正減少
している。従つて歳出純追加額は
百六十一万六千円であつて、この
内容を部別に分れば、行政部費百
四十二万八千円、行政共通費十八
万八千円となる。

なお、右の歳出は前年度剰余金
を以て充當されている。

二、可決の理由

臨時人事委員会の設置は、國家
公務員法の施行に伴うものであ
り、同委員会の事務の開始は、急

〔参照〕

野澤農林委員長の報告演説中省略
の部分

以下、議案の要旨並びに特色を御説
明申し上げます。

第一に、機構の改訂であります。新
制度にありましては、農業協同組合法
の施行に伴い農業会は解散いたしま
すので、新たに市町村区域に農業者全
員加入の農業共済組合を設立し、都
道府縣単位には農業共済保險組合を
設立し、この團體によつて農作物及
び家畜の共済保險を一括して行い仕
組としさらに農業共済保險組合は政
府の農業共済再保險特別会計の傘下
に入り、三段の構成を持たしめられ
ておるのであります。

農業共済組合の設立は、農業者の
自主的な設立を原則としますが、都
道府縣知事は必要と認めるとき設立
命令を発することができ、しこうして
一旦農業共済組合が成立すると、農
作物を耕作しあるいは養蚕を行う等
の地区内の農業者は当然これを加入
する、いわば一種の強制加入制度を
とるのであります。但し、家畜の飼
育者には任意の加

入が認められております。

次に、共済目的の拡張について御説明申し上げます。従来、共済の目的としては、水稻、麦類、桑苗、水田の小作料、牛馬にすぎませんでした。新制度では、水田の小作料を除外し、たほか、供出の対象たる主要食糧作物、蚕繭を加え、家畜では牛馬のみならず山羊、綿羊、種豚、牛馬の胎児にまでこれを及ぼしているものであります。全篇を貫く精神としては、いわゆる生産保険から収益保険にしたところに特徴があります。

次に、右にあげた保険対象が受けることあるべき災害、すなわち共済事故について見ます。新制度においては、これを氣象上の一切の原因に拡張してあります。その著しい例は、雪害等を含む冷害であります。従つてこの改正により、農家は虫害を除くおよそすべての原因による損害の補償を受けることができるようになったのであります。

家畜につきましては、單に死亡のみならず、廢用、疾病、傷害及び牛馬の生産、すなわち胎児の死亡をも共済目的に取上げ、制度の完備を期しているものであります。

次に、責任期間又は保険期間の変更について申し上げます。水稻及び麦類は、従前と同じく、水稻では本田移植期より收穫までの期間、麦類では発芽期より收穫までの期間、その他の作物

では右に準ずる期間であります。蚕繭では桑の発芽期から最終登期の收穫をするに至るまでの期間となし、牛は生後六箇月以上、但し、生産共済にあつては生後六箇月以降生後五箇月までに、馬は明け二歳以上、但し、生産共済にあつては生後七箇月以降出生の年の末日までに、山羊、綿羊、種豚にあつては生後六箇月以上、それ〴〵定めてあります。

次に保険金額、即ち最高支拂額の改訂であります。改正法律案においては、収益保険の意味をもたせ、毎年主務大臣が、反当り又はグラム当り收穫物價額の二分の一を標準として、保険金額の基準を定めることにしてあります。具体的にはこれを二十二年産水稻について見ますと、生産力に應じ三階梯とし、基準額は反当り二石以上は千二百円、一石五斗以上は九百円、その以下は六百円とし、市町村ごとに一律に定款決定することになつております。

麦類については、反当り三百円、四百円、六百円、蚕繭は掃立卵量グラム当り五十円、七十円、九十円、牛馬については、死亡廢用共済では價額の八割以内、生産共済にあつては、胎児は母畜共済金額の二割、生後は經過月数に應じてこれに月増金額を加えることにし、疾病共済では診療費の一定割合、山羊、綿羊、種豚は死亡廢用共済のみとし、その率は牛馬と同一ということになつております。

農家に支拂う保険金の程度は、農作物共済は従来通り一筆当り三割以上の、蚕繭共済はグラム当り四割以上の減収があつた場合に限り、被害の程度に應じ五階級に分類し、あらかじめ定めた金額が支拂はれることになつております。

次に、共済掛金、すなわち保険料の改正内容について申し上げます。まず農家の掛金は、共済金額に市町村共済組合の定款に定めた掛金率を乗じて計算することになつておりますが、この共済掛金率は、主務大臣が地区ごとに示すおよそ十二階級程度の標準掛金率を下らぬ範圍内で定めることになつており、しかしてこの標準掛金率は、過去一定年間、たとえば水稻については、昭和元年から昭和二十年までの被害統計を基礎として、被害の程度に應じて定めることになつております。

次に、農業共済保険組合の元受保険及び政府の再保険事業について御説明申し上げます。農業共済保険組合は、さきにもちよつと触れましたように、都道府縣を区域として、市町村共済組合を組合員として設立されるものでございますが、この保険組合は、農作物及び蚕繭については共済組合の責任の九割、家畜についてはその全額について保険いたします。保険組合のこの保険責任は、さらに政府によつて再保険され、農作物及び蚕繭にありましては、

保険組合の支拂保険金の総額から予め都道府縣ごとに定めた一定限度を超えた場合にその超過額を、換言いたしますと、保険組合の総額保険金額に標準被害率を掛けて得た額を超える部分の金額を支拂い、家畜にありましては、保険責任の百分の九十の範圍で再保険金額を支拂うのであります。

また、農業共済団体の基準事務費も之を國庫が支拂いたします。

なお、本法の実施につきましては、特に水稻は二十二年産米に遡及適用され、麦は今後のものに対し、蚕繭は昭和二十三年産から、その他の供出対象物資は資料の整備次第、それ〴〵適用されるのであります。

以上、本法草案の主要なる内容をかいつまんで御説明申し上げた次第であります。

衆議院會議録第四十九号中正誤

頁 誤 正

- 五二 福礼法案 福礼法案
- 五七 一 入れた 入れた
- 五八 三 配給の見透 配給の見透
- 五九 一 欠動に 欠動行爲に
- 六〇 一 欠動に 欠動行爲に
- 六一 一 欠動に 欠動行爲に
- 六二 一 欠動に 欠動行爲に
- 六三 一 欠動に 欠動行爲に
- 六四 一 欠動に 欠動行爲に
- 六五 一 欠動に 欠動行爲に
- 六六 一 欠動に 欠動行爲に
- 六七 一 欠動に 欠動行爲に
- 六八 一 欠動に 欠動行爲に
- 六九 一 欠動に 欠動行爲に
- 七〇 一 欠動に 欠動行爲に
- 七一 一 欠動に 欠動行爲に
- 七二 一 欠動に 欠動行爲に
- 七三 一 欠動に 欠動行爲に
- 七四 一 欠動に 欠動行爲に
- 七五 一 欠動に 欠動行爲に
- 七六 一 欠動に 欠動行爲に
- 七七 一 欠動に 欠動行爲に
- 七八 一 欠動に 欠動行爲に
- 七九 一 欠動に 欠動行爲に
- 八〇 一 欠動に 欠動行爲に
- 八一 一 欠動に 欠動行爲に
- 八二 一 欠動に 欠動行爲に
- 八三 一 欠動に 欠動行爲に
- 八四 一 欠動に 欠動行爲に
- 八五 一 欠動に 欠動行爲に
- 八六 一 欠動に 欠動行爲に
- 八七 一 欠動に 欠動行爲に
- 八八 一 欠動に 欠動行爲に
- 八九 一 欠動に 欠動行爲に
- 九〇 一 欠動に 欠動行爲に
- 九一 一 欠動に 欠動行爲に
- 九二 一 欠動に 欠動行爲に
- 九三 一 欠動に 欠動行爲に
- 九四 一 欠動に 欠動行爲に
- 九五 一 欠動に 欠動行爲に
- 九六 一 欠動に 欠動行爲に
- 九七 一 欠動に 欠動行爲に
- 九八 一 欠動に 欠動行爲に
- 九九 一 欠動に 欠動行爲に
- 一〇〇 一 欠動に 欠動行爲に

定價 一 部 一 四 四 十 銭

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局